

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 動物愛護事業等の変更・中止について

令和2年3月頃から、京都府でも新型コロナウイルス感染症の患者が増えはじめ、令和2年4月17日には京都府において外出自粛要請が発出される等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都市では京都動物愛護センターのドッグラン等の利用を一部中止するなど、以下のとおり動物愛護及び狂犬病予防に係る事業を取りやめました。

1 京都動物愛護センタードッグラン及びトリミングルーム

(1) 利用の中止期間

施設	利用中止期間
ヒルズ・ドッグラン	令和2年3月4日から同年5月31日
トリミングルーム	令和2年4月10日から同年5月31日

(2) 利用再開等

ア 利用再開日時

令和2年6月1日（月）午前9時

6月中は平日のみ（木曜日は休所日）の利用

イ 利用制限内容

同伴者を含め、6月中は京都府内在住の方のみの利用。

施設	制限内容（6月1日～6月30日）
ヒルズ・ドッグラン	<ul style="list-style-type: none"> ・入場頭数を、各共用ゾーンの定員（20頭）を18頭に制限する。 ・入場できる飼い主等の人数を原則1人とする。
トリミングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主等最低限の人数での1組による貸切利用とする。

ウ その他

令和2年7月1日から、通常利用を再開した。

2 京都動物愛護センターで実施しているイベント

(1) イベントの中止

令和2年2月～6月の以下のイベントを中止

日付	イベント
令和2年2月19日	猫と楽しく暮らすための教室
3月14日	犬の譲渡会
3月21日	講座「飼う前に考えよう」
4月11日	犬の譲渡会
4月12日	講座「犬・猫の飼い主になるために」
5月9日	犬の譲渡会
6月13日	犬の譲渡会

(2) イベントの再開

犬の譲渡会については、令和2年7月11日に再開

3 京都動物愛護センターボランティア活動

(1) 活動中止期間

令和2年3月1日から同年5月31日まで、京都動物愛護センターにおける動物の管理活動、受付案内活動、チーム活動等、全て活動を中止。ボランティアが主体となって開催する以下のイベントも中止とした。

日付	イベント
令和2年3月 8日	きょうとアニラブクラス
3月29日	きょうとアニラブツアー
5月17日	きょうとアニラブクラス

(2) 活動再開

令和2年6月1日から、動物の管理活動のみ再開。7月1日以降は、全ての活動を再開している。

4 令和2年度狂犬病予防集合注射の一部中止

令和2年4月2日から順次153箇所の屋外会場において、実施予定としていた集合注射について、京都府域における外出等の自粛要請を受け、4月5日以降の実施を中止した。ただし、京北や左京区北部等のへき地（計30会場）での集合注射については、会場での接種頭数が少ないこと及び周辺に動物病院がないことから、予定どおりに集合注射を実施した。

5 令和2年度動物愛護週間事業の変更

例年、動物愛護週間(9月20日から9月26日)に開催している京都動物愛護フェスティバルについて、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を取り止め、これに代わる事業を実施する。

(1) 代替事業の概要

- ・ 動物愛護週間の趣旨に則した動画を作成。
- ・ 動画の内容としては、動物愛護センターでの犬猫の譲渡事業、ペットの災害対策、令和2年度の認定長寿犬の紹介など、例年、フェスティバルでも人気があるものをテーマとする。
- ・ 作成した動画については、コロナ禍においても市民等に広く周知すべく、京都動物愛護センターのSNS (facebook, twitter, instagram) を活用したインターネット配信や、動物愛護週間中には KBS 京都テレビ番組等での配信により、フェスティバルに代わる啓発事業として活用。

(2) その他

毎年、フェスティバルの中で開催している「長寿犬の認定式」や「動物愛護写真コンクール入賞者の表彰式」については、市長、知事の連名の認定書及び表彰状とともに、京都動物愛護センターの名誉センター長である杉本彩氏のメッセージを添えて、飼い主に郵送する等、工夫を加えて実施。